



徳島県県外出身看護学生 | ターン応援事業支援金 Q & A



Q1

県外出身看護学生とは？

徳島県内の看護師等学校養成所に入学するまでの最終学歴が県外の学校であり、看護師等学校養成所進学を目的として、県内に就学した方をいいます。

A1



Q2

どのような奨学金が対象になりますか？

国や地方公共団体、独立行政法人日本学生支援機構のほか、これらに準じると認められる団体等が貸与する奨学金が対象となります。なお、「準じると認められる」奨学金については、個別に判断することになります。
ただし、都道府県等が貸与する看護師等修学資金で、卒業後、就業実績に応じて返還額の全部又は一部が免除されるようなものについては対象外となります。

A2



Q3

支援金の対象となる就業施設とは？

徳島県内のへき地等に所在する公立医療機関が対象となります。

A3



Q4

保健師として就業予定ですが、対象になりますか？

当支援金は、看護職員として対象施設に就業した場合に交付対象となります。よって、看護師のほか、助産師、保健師、准看護師として就業した場合も対象となります。

A4





Q5

卒業後、令和6年度より前に既に対象施設で就業していますが、対象となりますか？

A5



当支援金は、これから対象施設で就業開始される予定の方を対象としており、就業開始が決定した時点で、就業開始前年度にまず1回目の支援金の交付を行います。
そのため、令和7年度以降に就業開始予定の方が対象となり、令和6年度現在、既に就業中の方は対象外となりますのでご注意ください。



Q6

令和7年10月1日から就業を開始予定です。交付対象期間は？

A6



当支援金は、年度(4月1日～3月31日)単位での就業実績(見込)により交付することとしております。
よって、令和7年10月1日に就業を開始予定の方は、開始までにまず交付認定を受けた後、令和7年度末に1回目の交付申請をしていただくことになり、その後、令和11年度までの5年度間が対象期間となります。



Q7

支援金交付の対象者について、「交付対象者の認定を受けた者」とされていますが、どのような手続きが必要ですか？

A7



当支援金の交付を希望する方は、まず、対象施設での就業が決定した時点で「交付対象者の認定申請」を提出していただき、「交付対象者の認定」を受ける必要があります。
交付対象者の認定を受けることにより、当支援金の交付対象期間中、交付を受ける対象者として認定されます。(この時点では支援金の交付は決定していません)



Q8

「交付対象者の認定」は支援金交付を希望する年度ごとに申請する必要がありますか？

A8



就業開始が決定した時点で最初に申請していただき、認定を受ければ、以降申請の必要はありません。
ただし、認定の申請とは別に、交付申請は毎年度行っていく必要がありますのでご注意ください。



Q9

支援金交付額の算定方法は？

看護師等学校養成所卒業時点の奨学金返還総額と、2,880千円とを比較して低い方を基準額とし、この基準額を5で割った金額が支援対象年度における交付額となります。

(例) 令和6年3月に卒業し、令和7年4月1日に就業開始予定で、その時点での奨学金返還総額が100万円の場合

→【基準額】288万円と100万円を比較して
低い方の100万円

【交付額】100万円(基準額) ÷ 5 = 20万円

上記の 20万円を、就業実績に応じて毎年度末に5年間支援金を交付します。

A9



Q10

奨学金を5年以上の期間で返還する計画ですが、支援金はどのように交付されますか？

奨学金の返還期間を問わず、交付対象期間の年度ごとに算定された交付額を支援金として交付します。

A10



Q11

条件を満たし、支援金の交付を受けましたが、5年に達する前に退職した場合、これまでに交付された支援金は返還しなければならないのですか？

当支援金は、まず就業が決定した時点で、就業開始予定年度の前年度に1回目の交付金を支給します(先払い方式)。交付した支援金は、翌年度1年間の就業実績があれば、返還の必要がありませんが、年度途中で対象施設を退職した場合は、前年度に交付を受けた支援金については返還していただくことになります。

(例) 令和7年4月1日に就業開始し、令和8年9月30日に退職した場合

→令和6年度末に交付申請し、交付を受けた支援金は返還対象とならないが、令和7年度末に交付申請し、交付を受けた支援金は返還となります。

A11





Q12

医療機関開設者が県内で複数医療機関を運営しており、人事異動等で対象施設以外の医療機関で就業することになった場合、支援金は受けられなくなるのですか？

A12



医療機関のグループ内の人事異動であっても、対象施設以外（県内のへき地以外に所在する医療機関）において就業することとなった場合は、支援金は受けられません。申請に当たっては、就業先の担当者に予めご相談いただきますようお願いします。



（令和7年2月10日追加）

Q13

支援金を交付された場合、一時所得として確定申告を行う必要はありますか？

A13



所得税法上「学資に充てるため給付される金品」については所得税を課さないものと規定されています。

当支援金は、奨学金の返還を支援することを目的として、看護師等学校養成所在学中に貸与を受けた奨学金の返還総額を基準に交付額を定め、交付されるものであることから、学資に充てるため給付される金品に該当し、非課税所得として取り扱われます。

そのため、一般的な給与所得者の方で、給与以外の所得が当支援金のみの場合は、確定申告の必要はありません。